

霧島市

# 事業継続

申請締切

令和3年 **5/31** ※消印有効 月

# 支援給付金

## 観光関連事業者緊急支援型

新型コロナウイルスの感染拡大により、国が令和2年末から一時停止しているGo Toトラベル事業の停止措置を延長したことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けている観光関連事業者に対し、給付金を給付します。

### 貸切バス業



給付額 **10万円/1台** (上限200万円)

### 宿泊業



給付額 **20~200万円**

### レンタカー業



給付額 **20~100万円**

### 駐車場業



給付額 **20~50万円**

対象者を拡充し  
**土産物等  
関連事業者**  
を新たに  
支援対象とします!!

### 旅行業



給付額 **一律20万円**

### 土産物等小売業



給付額 **一律20万円**

### 土産物等納入業



給付額 **一律20万円**

霧島市事業継続支援給付金(第1期・第2期)の  
給付を受けた事業者も申請できます。

給付には要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

●お問い合わせ先 **霧島市商工振興課** ☎0995-55-1603 土日・祝日を除く 午前8時15分~午後5時



「事業継続支援給付金」を装った  
詐欺にご注意ください!!

# 申請書類は、市ホームページでダウンロードしていただくか、 本庁や各総合支所、市民サービスセンターで お受け取りください。

詳しくは市ホームページをチェック！



## 1 申請

- (1) **申請書類** (詳しくは市ホームページ「申請書類一覧」でご確認ください。)  
申請様式 (第1号～第3号、第6号)、通帳の写し、確定申告書類、市県民税等申告書、売上台帳、許認可証、パンフレット、写真台帳 等
- (2) **申請期限** 令和3年5月31日(月) ※消印有効
- (3) **申請方法** 原則として郵送 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。)
- (4) **提出先・お問い合わせ先**  
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号 霧島市商工振興課 事業継続支援給付金担当  
☎0995-55-1603 土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

## 2 対象者 (詳しくは市ホームページ「申請要領」でご確認ください。)

### 以下の(1)～(7)に掲げる観光関連事業者

※フリーランスを含む個人事業者については、全収入 (一時的収入等を除く。) の2分の1以上が当該事業活動による収入でない者並びに市外にのみ事業所を有する者及び事業所を有しない者で令和2年2月1日時点において本市の住民基本台帳に記録されていない者を除きます。

※霧島市事業継続支援給付金 (タクシー事業者等緊急支援型) 及び霧島市事業継続支援給付金 (飲食店取引事業者緊急支援型) の給付を受けた者は申請できません。

- (1) **宿泊業者** (旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第3条第1項に規定する許可を受けている者又は住宅宿泊事業法 (平成29年法律第65号) 第3条第1項に規定する届出をした者をいう。)
- (2) **貸切バス業者** (道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第4条に規定する許可のうち、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者をいう。)
- (3) **レンタカー業者** (道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第80条に規定する許可を受けている者をいう。)
- (4) **駐車場業者** (霧島市溝辺町で駐車場業を営んでおり、駐車場法 (昭和32年法律第106号) 第12条及び第13条に規定する届出をした者をいう。)
- (5) **旅行業者** (旅行業法 (昭和27年法律第239号) 第3条又は第23条に規定する登録を受けている者をいう。)
- (6) **土産物等小売業者** (宿泊施設、観光施設等内において、専ら観光客を対象に土産物等 (農作物を除く。) を販売 (利用者のうち2分の1を超える者が市外からの観光客であり、かつ、小売面積の2分の1を超える面積を土産物等の販売に供している場合に限る。) する者をいう。)
- (7) **土産物等納入業者** (土産物等小売業者の求めにより当該土産物等小売業者が販売する土産物等を直接かつ継続して供給する者をいう。)

## 3 要件 【以下の(1)～(9)全てを満たすもの】

- (1) 令和2年2月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。
  - ① 令和2年12月～令和3年2月の任意の1か月 (以下、指定月という。) の売上が、前年同月に比して30%以上減少していること。
  - ② 休業等により単純な売上の前年比較が困難な場合は、令和2年12月～令和3年2月の指定月の売上が、平成30年12月～平成31年2月の同月に比して30%以上減少していること。
- (3) 令和元年分又は令和2年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得 (鹿児島県税条例 (昭和38年条例第23号) の定めるところにより課税される場合に限る。) のいずれかの所得を申告していること。
- (4) 2019年 (平成31年1月～令和元年12月) に市税 (法人においては法人市民税) を納めていること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

### 国の支援制度【令和3年5月31日申請締切】

・一時支援金

(上限額 中小60万円、個人30万円)

お問い合わせ先

一時支援金事務局 ☎0120-211-240